

(参考) 連続式蒸留機設備を有する製造場数

製 造 場 数	3 場
基 数	3 基

調査時点：平成15年3月31日

(2) 酒母及びもろみの製造場数

区 分	製造場数	左のうち 休造場数
	場	場
酒 母	7	2
も ろ み	3	2

用語の説明：1 酒母とは、酵母で含糖物質を発酵させることができるもの、酵母を培養したもので、含糖物質を発酵させることができるもの、これに**こうじ**を混和したものをいう。
2 もろみとは、酒類の原料となる物品に発酵させる手段を講じたもので、**こず**又は**蒸留する**前のものをいう。

調査時点：平成15年3月31日

(3) みなし製造場数

(単位:場)

区 分	びん詰のため		販売の 便宜の ための もの	輸出の ための もの	その他のため		計	う ち 実蔵置 場 数
	自 己 の 製 造 し た 酒 類 の びん詰場	共 同 の びん詰場			設 置 許 可 を 受 け た も の	設 置 許 可 を 受 け な い も の		
清 酒	-	-	-	29	2	-	31	3
合 成 清 酒	-	-	-	24	-	-	24	-
しょうちゅう甲類	-	-	-	27	-	-	27	-
しょうちゅう乙類	-	-	-	27	-	-	27	-
み り ん	-	-	-	25	1	-	26	1
ビ ー ル	1	-	-	28	1	-	30	28
果 実 酒 類	-	-	-	28	6	-	34	6
ウ イ ス キ ー 類	-	-	-	28	2	-	30	1
ス ピ リ ッ ツ 類	-	-	-	26	1	-	27	-
リ キ ュ ー ル 類	-	-	-	29	2	-	31	-
雑 酒	1	-	-	26	1	-	28	-
合 計	2	-	-	297	16	-	315	39
うち実蔵置場数	1	-	-	30	8	-	39	

調査対象等：酒税法第28条第6項の規定により製造場とみなされた蔵置場である。

調査時点：平成15年3月31日

用語の説明：みなし製造場とは酒税法において製造場とみなされる場所をいう。